

マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の改正（案）について （概要）

1. 背 景

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）によりマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）の改正が行われ、団地におけるマンションの再生の円滑化を目的とした敷地分割制度が創設されたこと等を踏まえ、マンションの建替えの円滑化等に関する基本的な方針（平成14年国土交通省告示第1108号）について所要の改正を行う。

2. 概 要 ※改正案文は別紙参照

- ① 敷地分割に向けた区分所有者等の合意形成の促進のために管理組合等が取り組むべき事項を定める。
（「第二 マンションの建替え等に向けた区分所有者等の合意形成の促進に関する事項」関係）
- ② 再建マンションの分譲時や法第102条第1項に規定する除却の必要性に係る認定（以下「要除却認定」という。）を受けたマンションの建替え時にマンション建替事業の施行者等が取り組むべき事項を定める。
（「第四 再建マンションにおける良好な居住環境の確保に関する事項」関係）
- ③ 除却する必要があるマンションに係る要除却認定等の特別の措置を活用する際等に各主体が取り組むべき事項を定める。
（「第六 除却する必要があるマンションに係る特別の措置に関する事項」関係）
- ④ 敷地分割事業を円滑に実施するために各主体が取り組むべき事項を定める。
（「第九 敷地分割事業その他の除却する必要がある団地内のマンションに係る敷地分割の円滑な実施に関する事項」関係）
- ⑤ その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和3年12月中旬

施行：令和4年4月1日（要除却認定に関する規定は令和3年12月20日）